
かまくら21男女共同参画プラン(第2次)

素案

鎌倉市

目 次

プラン策定の背景

プラン策定の趣旨	1
世界・国・県・市の動向	2

第1章 基本構想	10
第1節 基本理念	10
第2節 改定の基本的な考え方	11
第3節 プランの性格	12

第2章 基本計画	13
基本計画の体系	13

目標1 あらゆる分野への男女共同参画の促進	15
1 鎌倉らしいまちづくりへの男女共同参画	15
2 国際交流、国際協力の男女共同参画	17
3 政策・方針決定の場への女性の参画	18
4 さまざまなチャレンジ支援	19
目標2 心豊かに暮らせる地域社会の実現	20
1 生活の安定と福祉の充実	20
2 子育て期の父母への支援	21
3 心とからだの健康づくり	23
目標3 仕事と生活の調和のための環境づくり	26
1 男女がともに働く個人としての意識改革の推進	26
2 働く場での男女の均等な機会と平等な待遇の確保	27
3 職場・就業環境の整備	29
目標4 男女共同参画社会実現の意識づくり	31
1 あらゆる場面での男女平等教育の推進	31
2 家庭生活への男女共同参画の意識づくり	32
3 社会制度、慣習の見直しと多様な生き方の尊重	33
目標5 配偶者等に対する暴力の根絶と人権の尊重	35
1 配偶者等に対する暴力防止の啓発	35
2 配偶者等からの暴力被害者への相談体制の整備・充実	36
3 配偶者等からの暴力被害者の安全確保と自立支援	36

第3章 推進体制の充実	38
第1節 行政の推進体制の整備	38
第2節 関係機関等への働きかけ事項	40

プラン策定の背景

プラン策定の趣旨

鎌倉市では、性による差別を解消し、個人一人ひとりの能力が活かされ、社会のあらゆる分野における男女共同参画社会の実現を目指して、平成5年（1993年）に「かまくら女性プラン」を策定しました。

21世紀に入り、少子高齢化の進行（表1参照）、情報化、国際化など、あらゆる分野で男女を取り巻く社会環境が変化する中、平成11年（1999年）6月に「男女共同参画社会基本法」（平成11年法律第78号）が施行されるなど、男女が社会の対等な構成員として共に責任を担う社会制度の整備が図られてきました。

鎌倉市においては、平成13年（2001年）1月に「かまくら女性プラン」を継承した「かまくら21男女共同参画プラン」（以下「当初プラン」という。）を策定しました。また、男女平等の理念のもと、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に取り組む姿勢を明らかにするため、平成19年（2007年）2月に「鎌倉市男女共同参画推進条例」（平成19年条例第24号）を施行しました。

当初プランや鎌倉市男女共同参画推進条例の基本理念をもとに、市、市民・事業者が協働し、男女共同参画社会の実現に向けさまざまな取組を実施してきましたが、少子高齢化のさらなる進展、経済の低迷による非正規労働者の増加と貧困・格差拡大、異性に対する暴力の根絶と被害者支援などが大きな課題になってきています。

男女共同参画は、個人の尊厳と男女両性の本質的平等という視点に立ち進めていかなければなりません。このため、社会環境の変化や課題を踏まえ、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会を一層推進するため、「かまくら21男女共同参画プラン（第2次）」を策定します。

【表1】鎌倉市年齢3区分別人口（平成23年3月末現在 住民基本台帳人口）（人）

	0～14歳	15～64歳	65歳以上	計
男	10,932	53,138	20,421	84,491
女	10,568	54,479	27,666	92,713
計	21,500	107,617	48,087	177,204
構成比	12.1%	60.7%	27.1%	100.0%

参考：平成13年（プラン策定時）の人口構成比

	0～14歳	15～64歳	65歳以上
構成比	11.1%	67.5%	21.4%

《世 界》

昭和20年（1945年）に発足した国際連合は、翌年男女の平等を人権の重要な柱として、「婦人の地位委員会」を設け、さまざまな取組みを進めました。

また、昭和50年（1975年）を「国際婦人年」として133カ国の政府機関などの代表による世界会議をメキシコシティで開催し、平等・開発・平和を目標に各国がとるべき施策への指針を与える「世界行動計画」を採択しました。翌昭和51年（1976年）から昭和60年（1985年）を「国連婦人の十年」として男女平等への取組みを進めました。

昭和54年（1979年）の国連総会では「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を採択し、同条約は昭和56年（1981年）に発効しました。さらに、昭和60年（1985年）に開かれた「国連婦人の十年」最終年世界会議（ナイロビで開催）は、「2000年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を160余国の政府代表の参加のもとに採択しました。

平成2年（1990年）には、これについての第1回目の見直しと評価が、また5年後の平成7年（1995年）には、第4回世界女性会議（北京で開催）で2回目の見直しと評価が行われ、「北京宣言及び行動綱領」を採択し、女性のエンパワーメント（女性が力をつけること）が強調されました。

平成12年（2000年）には、国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨークで開催）が開かれ、各国の決意表明や理念をうたう「政治宣言」と、行動綱領の実施促進のための「北京宣言及び行動綱領実施のための更なるイニシアティブ」（成果文書）が採択されました。

平成15年（2003年）には、日本政府が国連女子差別撤廃委員会（以下「国連委員会」という。）に行った「女子差別撤廃条約実施状況報告」（以下「報告」という。）に対し、男女共同参画社会基本法及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13年法律第31号）（以下「配偶者暴力防止法」という。）が制定されたこと等が、国連委員会では評価されましたが、女性に対する暴力の問題について、人権の侵害として取組強化が必要である等の勧告を受けました。

平成20年（2008年）に日本政府が行った報告では、選択的夫婦別氏制度などの制度見直しや女性の雇用及び公的活動への女性参画に重点を置くことなどについて指摘を受けました。国では第3次男女共同参画基本計画を策定し、夫婦や家族のあり方の多様化や国連委員会の見解を踏まえた制度の見直しの検討を進めるなど、各種施策を推進することとしています。

《日 本》

日本では、昭和50年（1975年）に、総理府に「婦人問題企画推進本部」を設置し、「世界行動計画」を踏まえ、日本の実情をもとに昭和52年（1977年）に「国内行動

計画」を策定しました。昭和60年（1985年）に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を批准、昭和62年（1987年）には「新・国内行動計画」を、平成3年（1991年）の第一次改訂を経て、平成8年（1996年）に「男女共同参画2000年プラン」を、また、平成12年（2000年）には「男女共同参画基本計画」を策定しました。

こうした中で、昭和61年（1986年）には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（平成60年法律第45号）（いわゆる「男女雇用機会均等法」）が改正施行され、定年、解雇などで女性の差別的な取扱が禁じられました。平成4年（1992年）、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）（いわゆる「育児・介護休業法」）が施行され、平成7年（1995年）には同法の一部改正が行われました。

平成11年（1999年）には、男女共同参画社会の形成を目指すため、国・地方公共団体・国民の責務を明記し、地方公共団体に男女共同参画計画を定めることなどをうたった、男女共同参画社会基本法が公布・施行されました。この法律に基づき国が定める「男女共同参画基本計画」は、平成12年（2000年）に第1次計画が策定され、5年ごとに策定が重ねられ、平成22年12月、第3次男女共同参画基本計画（平成22年12月17日閣議決定）（以下「第3次基本計画」という。）が策定されました。

その他、平成19年（2007年）に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」が策定され、仕事と生活の調和の実現に向け官民一体となって取り組みが始まりました。

また、配偶者暴力防止法も改正され、市町村においても配偶者等からの暴力被害者に対する自立支援対策を充実させるため、市町村における基本計画の策定が努力義務化されました。

《神奈川県》

県は、昭和57年（1982年）に「かながわ女性プラン」を策定し、同年、女性総合施設である「かながわ女性センター」を開館。また、県民女性の自主的団体である「かながわ女性会議」を発足しました。

昭和62年（1987年）には「新かながわ女性プラン」を、平成9年（1997年）には、男女共同参画社会の実現を目標とした「かながわ女性プラン21」を策定しました。

平成14年（2002年）神奈川県男女共同参画推進条例が施行され、翌年には男女共同参画社会基本法に基づく「かながわ男女共同参画推進プラン」を策定しました。

《鎌倉市》

鎌倉市では、昭和61年（1986年）5月、女性行政についての庁内連絡組織として「婦人問題行政連絡会」を設置し、平成2年（1990年）12月女性行政の総合的推進を図るため、庁内組織として市長を本部長とした「女性行政推進本部」を設置、翌年4月教育委員会社会教育課に「女性行政担当」を設置し、女性行政への取り組みを始めました。

さらに、女性行政を第2次鎌倉市総合計画の後期基本計画（平成3年度～平成7年度を

計画期間とする)に「女性の社会参加」として位置付け、女性問題を社会における男女両性の共通課題とし、男女共同社会の実現を図るため、「女性プラン」を策定していくことを決定。そのプラン策定のため、平成3年5月に「かまくら女性会議」を設置し、女性プラン案についての検討を求めました。

平成3年4、5月は「男女共同社会についての市民意向調査」を実施してプランの基礎資料とし、平成4年(1992年)12月、同会議から市長に仮称「かまくら女性プラン」案を提言し、この提言をもとに平成5年(1993年)3月「かまくら女性プラン」を策定しました。さらに平成4年(1992年)8月から女性問題情報誌「パスポート」を、また、翌年からは女性問題啓発冊子を発行しています。

平成5年(1993年)には、「かまくら女性プラン」の総合的推進を図るため「鎌倉市男女共同社会推進協議会」を設置し、同協議会から平成11年(1999年)3月に「新かまくら女性プランの策定に向けて」の提言を受けました。同年6月に新しい女性プランの素案を審議する「新かまくら女性プラン策定会議」を設置し、平成12年(2000年)11月、同会議から仮称「かまくら21男女共同参画プランについて」が市長に提出され、当初プランが策定されました。

当初プラン策定後、平成15年度に実施した市民意識調査では、国が実施した同様な調査に比べ、男女共同参画に関する市民の意識が高まっていない結果となったことから、さらに男女共同参画を推進することの重要性を認識しました。また、平成15年に発足した『男女共同参画市民ネットワーク「アンサンブル21」』(以下「アンサンブル21」という。)から、平成17年3月に提言「男女共同参画社会の実現へ向けて」を受け、男女共同参画推進条例の策定を目指すことになりました。

平成17年4月から、この提言の趣旨を尊重しつつ、アンサンブル21及び人権について専門的な知識を有する委員で構成する「かまくら人権施策推進委員会」が検討を重ねて大綱素案を作成し、庁内意見を求め、同年12月に条例大綱を策定しました。

平成18年1月から2月までの一箇月間、この条例大綱に対する市民意見を募集したところ、121名345件の意見がありました。同年7月には、市民意見に対する市の考え方を加えて公表しました。条例大綱は、市民意見を考慮して修正を加えたうえで、「男女共同参画推進条例案」として、平成18年市議会12月定例会で可決されました。

《かまくら21男女共同参画プラン策定以降の社会的背景・状況》

国では、さまざまな課題解決のために男女共同参画社会の実現が必要不可欠として、男女共同参画社会基本法のもと「男女共同参画基本計画」を策定し、改定が重ねられてきました。平成22年(2010年)7月、男女共同参画会議からの答申を踏まえ、同年12月に第3次基本計画が決定されました。この計画では、男女がともに生きやすい社会を作るため、男女共同参画社会基本法施行後10年間の反省を踏まえた実効性のあるアクション・プランとするため、できる限り具体的な数値目標やスケジュールを明確に設定すると

ともに、その達成状況について定期的にフォローアップを行っていくことになっています。

第3次基本計画は、「男性、子どもにとっての男女共同参画」などが盛り込まれ、これまでの10分野から15分野となりました。また、推進体制として内閣総理大臣を本部長とする男女共同参画推進本部を中心に、男女共同参画社会の促進を市町村の計画にも反映するよう求められています。

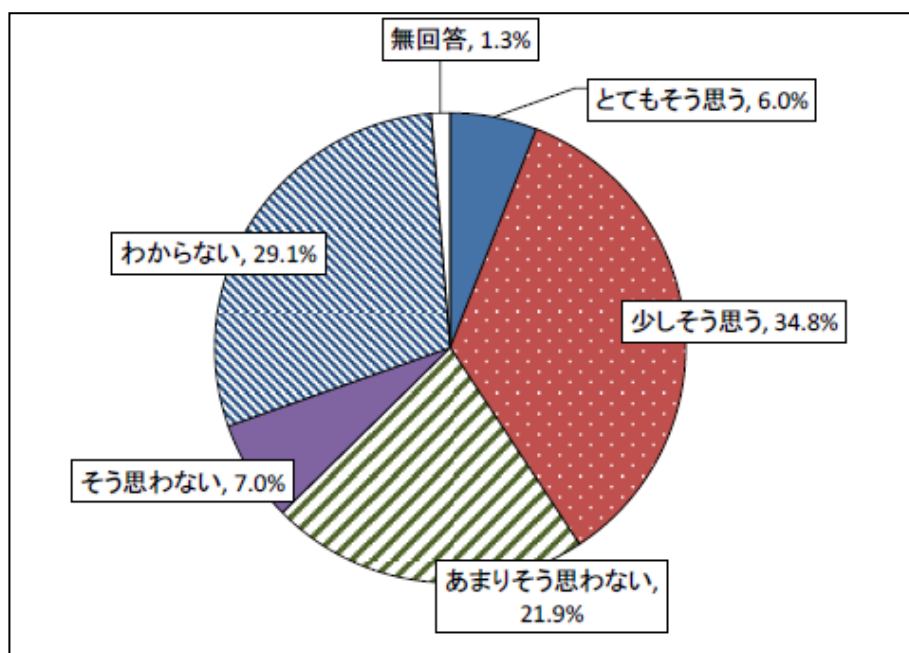
当初プランでは、「あらゆる分野への男女共同参画」など6つの目標を掲げ、基本課題について事業を行ってきました。特に鎌倉らしい課題解決に向けた取組みとして、アンサンブル21との協働事業の実施が挙げられます。また、プランを推進する取組みとしては、「鎌倉市における審議会等への女性委員の登用推進要綱」、「鎌倉市審議会等に関する指針」等をとおして、女性参画の推進に努めてきました。

しかしながら、これらの取り組みに対して、毎年市が実施している「鎌倉市総合計画基本計画に関する市民意識調査」の男女共同参画に関連する事項の結果（図1及び表2参照）から、「男女がそれぞれの立場で同等に参画ができるまち」と考えている市民の割合は平成17年度以降の推移を見ても増加していません。

また、同調査の中で、旧来の男性は仕事、女性は家事や育児をするなどの家庭中心の生活中心という、性別役割分担を支持する考え方が依然として残っています。（図2及び表3参照）このことから、あらゆる場面で男女共同参画の視点が反映していけるよう、引き続き男女共同参画に関する啓発活動が必要です。

【図1】男女共同参画について

「鎌倉市は、男性と女性が家庭、職場、社会などのあらゆる面で互いに協力しながら、それぞれの立場で同等に参画できるまちだと思いますか」



平成22年度第3次鎌倉市総合計画第2期基本計画に関する市民意識調査結果抜粋

(図 1 補足資料)

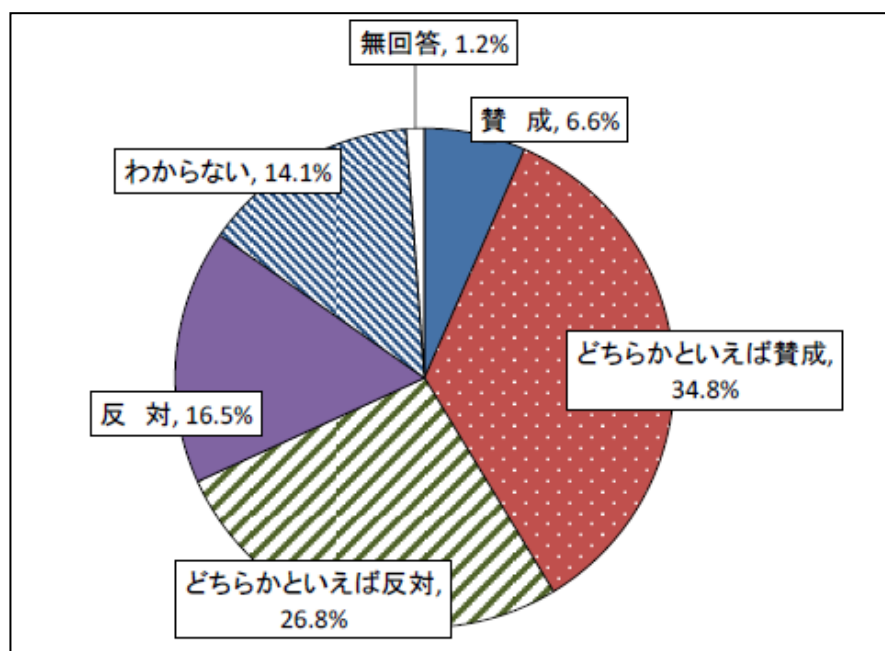
【表 2】男女共同参画についての市民意識の平成 17 年度からの推移

	合 計	と と も そ う 思 う	少 し そ う 思 う	あ ま り そ う 思 わ な い	そ う 思 わ な い	わ か ら な い	無 回 答
22 年度	1006	60	350	220	70	293	13
	100.0%	6.0%	34.8%	21.9%	7.0%	29.1%	1.3%
(参考)							
21 年度		3.7%	33.3%	26.0%	5.6%	29.8%	1.6%
20 年度		5.5%	37.0%	24.9%	6.8%	24.0%	1.9%
19 年度		4.2%	31.4%	28.3%	8.3%	27.2%	0.7%
18 年度		5.0%	27.9%	27.4%	8.4%	28.0%	3.3%
17 年度		5.8%	41.9%	39.0%	8.5%	—	4.8%

平成 22 年度第 3 次鎌倉市総合計画第 2 期基本計画に関する市民意識調査結果抜粋

【図 2】性別役割分担の賛否

「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきという考えについてどのように考えますか」



平成 22 年度第 3 次鎌倉市総合計画第 2 期基本計画に関する市民意識調査結果抜粋

(図2 補足資料)

【表3】性別役割分担の賛否についての市民意識の平成17年度からの推移

	合 計	賛 成	どちらかといえば 賛成	どちらかといえば 反対	反 対	わ か ら な い	無 回 答
22年度	1006 100.0%	66 6.6%	350 34.8%	270 26.8%	166 16.5%	142 14.1%	12 1.2%
(参考)	21年度	7.5%	32.1%	23.8%	20.6%	14.0%	2.0%
	20年度	5.9%	34.2%	23.9%	21.0%	12.8%	2.2%
	19年度	8.0%	31.9%	21.7%	22.2%	14.9%	1.2%
	18年度	7.8%	33.6%	25.0%	22.1%	9.5%	2.0%
	17年度	7.0%	36.6%	23.6%	20.3%	11.3%	1.2%

平成22年度第3次鎌倉市総合計画第2期基本計画に関する市民意識調査結果抜粋

鎌倉市では、政策・方針決定の場への男女共同参画を推進することを目的に、鎌倉市における審議会等への女性委員の登用推進要綱を定めています。

法律、条例により設置された審議会、委員会等の附属機関並びに規則、規程等により設置された協議会等への女性の参画状況について、平成8年に調査を開始し、特に平成19年度からは年度ごとの登用率を定めて、毎年調査を行ってきました。全委員に占める女性委員の割合は、平成22年度の目標値である30%は達成しましたが、委員会等によっては1人も女性委員がいないなどの課題も残っており、今後も改善が必要です。(表4参照)

【表4】審議会等への女性委員の登用推進目標と実績

年度	目標値	審議会数	委員の数	うち 女性委員数	女性委員の割合
(調査開始) 平成8年度	-----	86	856人	134人	15.7%
平成19年度	20%	111	1,303人	300人	23.0%
平成20年度	24%	100	916人	223人	24.3%
平成21年度	27%	105	923人	257人	27.8%
平成22年度	30%	69	795人	252人	31.7%

(*参考：神奈川県内自治体における審議会等委員に占める女性比率は28.3%)

一方、市民生活、社会状況について見ると、家族や地域社会の変化などのさまざまな社会情勢の変化が、生活に深刻かつ多大な影響を及ぼし、家庭内における配偶者等からの暴力が顕在化してきました。

国ではこのような状況に対応するため、平成13年に配偶者暴力防止法が施行され、暴力に会う女性の保護などが行われてきました。また、神奈川県においても「神奈川県配偶者暴力相談支援センター」が設置され、平成16年には「かながわDV被害者支援プラン」も策定されました。

鎌倉市においては、女性への支援となる「相談事業の充実」を行い、県や民間の関係機関との連携等を図りながら、緊急一時保護や相談体制の充実などに努めてきました。（表5参照）

【表5】鎌倉市から神奈川県配偶者暴力相談支援センターに一時保護を依頼した件数

平成20年度	2件
平成21年度	2件
平成22年度	5件

配偶者等からの暴力についての問題の解決は、異性、特に女性に対する暴力は男女共同参画社会を目指していく上でも重要な課題で、上記のとおり一時保護の発生が毎年発生していることや、相談の状況などからも未だ顕在化していないものもあると考えられます。（次のページ【表6】参照）

また、男性のための相談や加害者側の相談体制が整えられていない状況もあり、男女平等の基本的考え方に立った対策の検討が求められています。

鎌倉市の人口は、平成11年から増加傾向に転じていますが、今後も高齢化が進んでいくと考えられます。

更に、働き方やライフスタイルに対する考え方なども多様化してきており、仕事と生活の調和のとれたくらしの実現が求められていることから、家庭をはじめ社会のあらゆる場に男女共同参画の視点を反映させることが必要です。

【表 6】主な項目別「女性相談」の状況

・平成 22 年度相談件数順に表示

相談項目	内容	平成 18 年度	平成 22 年度
家族・親子	家族・家庭や親族間の悩みなどに関する相談	41 件	97 件
夫婦・離婚	夫婦間の関係、離婚についてなどの相談	84 件	86 件
法対象DV	配偶者(*1)からの身体的、精神的、性的暴力に関する相談	58 件	85 件
健康・その他	自身や家族の健康などに関する相談	40 件	49 件
その他の暴力	親、兄弟姉妹などの親族や他人からの暴力に関する相談	22 件	29 件
生き方	これからの生活への不安などに関する相談	26 件	21 件
男女	交際相手とのトラブルなどに関する相談	4 件	11 件
法対象外DV	配偶者以外の親密な関係にある相手からの暴力に関する相談	0 件	8 件
セクシャル・ハラスメント	職場等での性的嫌がらせなどに関する相談	0 件	4 件
合計		275 件	390 件

(*1)「配偶者」には事実婚を含み、離婚後、元配偶者から引き続き受ける暴力も含む。

第1章 基本構想

第1節 基本理念

男女が個人として尊重され、互いに認め合い、性による差別のない平等な社会を実現することは、私たち市民の願いです。鎌倉市では、行政、市民及び事業者が協働し、男女平等の理念のもと、男女が互いに責任と役割を果たしつつ、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に取り組む姿勢を明らかにするため、平成19年（2007年）2月に鎌倉市男女共同参画推進条例（以下「条例」という。）を制定しました。

このプランでは、条例に定められた次の6項目を基本理念として、男女共同参画の推進を総合的かつ計画的に実施します。

1 男女の個人としての尊重（条例第3条第1項）

男女の個人としての尊厳が尊重され、男女が性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮できる機会が確保されること。

2 社会における制度や慣行についての配慮（条例第3条第2項）

性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が個人の生き方の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されること。

3 家庭生活における活動と他の活動との両立（条例第3条第3項）

家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、それらの家庭生活における活動と就業その他の活動との両立が図られること。

4 暴力その他の性別による人権侵害の抑止（条例第3条第4項）

セクシュアル・ハラスメント（相手が望まない性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。）、配偶者等への暴力その他の性別による人権侵害を抑止するとともに、助長されることがないように配慮されること。

5 あらゆる意思決定の場への参画（条例第3条第5項）

男女が対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動の意思決定の場に共同して参画する機会が確保されること。

6 国際社会における取組の理解（条例第3条第6項）

男女共同参画社会の実現に向けた国際社会における取組に関する十分な理解がされること。

第2節 策定の基本的な考え方

第3次基本計画及び第2次かながわ男女共同参画推進プランの考え方に沿い、条例第7条に規定されている基本的施策を念頭に、次の5つの目標を設定します。

1 あらゆる分野への男女共同参画の推進

各種団体の方針決定の場への男女共同参画の促進に向けた啓発のほか、市の各種審議会等への女性の参画の促進をめざします。

鎌倉市における審議会等への女性委員の参画率の推移によると、年々登用率は増加し、全体では第3次基本計画の目標（30％）には達していますが、個別にみると未だ達成していない状況です。また、女性の起業や事業活動を支援する取組みも必要となっているため、当初プランの目標1を継承しました。

2 心豊かに暮らせる地域社会の実現

少子高齢化が進む中で、市民が安心して暮らしていくためには、健康で自立し地域社会で活躍できる社会環境の整備が望まれます。このため、高齢者の介護を家族の女性が担うのではなく社会全体で支える高齢者介護の推進や、障害者の自立と社会参加の促進、子育て支援のための環境づくりをめざします。

第3次基本計画でも改めて強調している視点の一つとして掲げられており、男性の育児参画など本市においても今後普及していくべき課題のため、当初プランの目標3を継承しました。

3 仕事と生活の調和のための環境づくり

雇用の場における男女平等を推進するためには、男女の均等な機会と待遇の確保が望まれます。このため、働きやすい職場環境の整備や、男女がお互いに対等な立場で働き続けられるような意識づくりをめざします。

4 男女共同参画社会実現への意識づくり

当初プランでは「男女平等の意識づくり」を目標として、学校における男女平等教育の推進や家庭における共同分担などの面で、社会通念や個人の考え方の中に根強く残っている性別役割分業意識について社会制度や慣習の是正をめざしてきましたが、市民意識調査の結果などからみても、是正が進んでいる状況ではないため（5ページの図1、6ページの表2及び図2、7ページの表3を参照）、引き続き男女の人権尊重の意識推進をめざします。

5 配偶者等に対する暴力の根絶と人権の尊重

女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき課題です。本市においても、女性相談への相談件数が増加し、内容も多種多様になっています。このため、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進に向けた取組みを行っていきます。

第3節 プランの性格

1 プランの名称

「かまくら21男女共同参画プラン（第2次）」

2 プランの位置付け

- （1）男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定する基本計画とします。
- （2）このプランは、第3次鎌倉市総合計画（平成8年3月策定）の分野別計画として策定します。
- （3）このプランは、条例第8条に規定する男女共同参画推進計画とします。
- （4）このプランは、男女共同参画社会の実現をめざすための施策の方向を示し、併せて市民男女の責任や役割を明らかにしたものです。
- （5）第2章の目標5については、配偶者暴力防止法第2条の3第3項に定める基本計画として位置付けます。

3 プランの構成

（1）基本構想

男女共同参画社会を実現するための基本理念とプラン策定の基本的考え方を示しています。

（2）基本計画

基本構想に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて5つの目標を掲げるとともに、目標達成のための施策の方針と、方針に沿って取り組むべき方向としての基本課題を示しています。

（3）推進計画

このプランの推進を図るため、基本計画に基づき、市が取り組むべき推進計画を策定します。

4 計画期間

基本計画は、平成24年（2012年）度から平成33年（2021年）度までの10年間を計画期間としますが、社会・経済情勢や男女の課題をとりまく社会環境の変化等を考慮し、計画期間の中間となる平成28年度には見直しを行います。

第2章 基本計画

基本計画の体系（目標・方針・基本課題）

方 針	基本課題
目標1 あらゆる分野への男女共同参画の促進	
1-1 鎌倉らしいまちづくりへの男女共同参画	1-1-1 だれもが暮らしやすいまちづくりへの男女共同参画 1-1-2 市民の自主的な社会貢献活動への支援 1-1-3 地域社会への男女の共同参画と地域の人材活用 1-1-4 地球にやさしい環境施策への市民参加 1-1-5 男女共同参画の視点を持つ企業や市民団体との協働
1-2 国際交流、国際協力への男女共同参画	1-2-1 外国人とともに暮らすまちづくり 1-2-2 国際交流、国際協力の積極的推進
1-3 政策・方針決定の場への女性の参画	1-3-1 政策・方針決定の場への女性の参画 1-3-2 市職員等の女性の登用及び職域拡大
1-4 さまざまなチャレンジ支援	1-4-1 女性団体への活動支援と自主的なネットワークづくりへの支援 1-4-2 女性の事業活動への支援
目標2 心豊かに暮らせる地域社会の実現	
2-1 生活の安定と福祉の充実	2-1-1 社会全体で支える高齢者介護の推進 2-1-2 地域社会での自立と助け合いへの支援 2-1-3 だれもが社会参加できる環境づくり 2-1-4 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援
2-2 子育て期の父母への支援	2-2-1 子育て支援のための環境づくり 2-2-2 地域社会の子育てへの支援 2-2-3 母子・父子世帯への支援
2-3 心とからだの健康づくり	2-3-1 すべての人々の生涯を通じた健康のための支援と情報提供 2-3-2 性と生殖の健康・権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の尊重 2-3-3 ストレスや心の病へのケアと社会的支援 2-3-4 ひとりひとりの命を大切にするまちづくり

目標3 仕事と生活の調和のための環境づくり	
3-1 男女がともに働く個人としての意識改革の推進	3-1-1 固定的な男女の役割分業意識の解消 3-1-2 職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止
3-2 働く場での男女の均等な機会と平等な待遇の確保	3-2-1 雇用機会・労働条件における男女平等の実現 3-2-2 税制、社会保障制度等の見直し 3-2-3 積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の導入
3-3 職場・就業環境の整備	3-3-1 仕事と生活の調和に向けた職場環境づくり 3-3-2 職場・就業環境の改善への積極的対応 3-3-3 母性の保護 3-3-4 時間外・休日労働、深夜業の見直しと職場・就業環境の整備 3-3-5 労働時間の短縮・弾力化
目標4 男女共同参画社会実現の意識づくり	
4-1 あらゆる場面での男女平等教育の推進	4-1-1 生命・人権・性の尊重と男女平等教育の充実 4-1-2 固定的な性別役割分業意識を是正するための学習機会の提供
4-2 家庭生活への男女共同参画の意識づくり	4-2-1 男女の家庭責任の共同分担 4-2-2 男女の男女共同参画社会に向けての意識改革
4-3 社会制度、慣習の見直しと多様な生き方の尊重	4-3-1 あらゆる場での慣習の見直し・人権の尊重 4-3-2 多様な家庭のあり方・多様な生き方の尊重
目標5 配偶者等に対する暴力の根絶と人権の尊重	
5-1 配偶者等に対する暴力防止の啓発	5-1-1 配偶者・パートナーに対する暴力防止の啓発活動の充実
5-2 配偶者等からの暴力被害者への相談体制の整備・充実	5-2-1 相談事業の充実 5-2-2 女性へのあらゆる暴力に関する相談と支援
5-3 配偶者等からの暴力被害者の安全確保と自立支援	5-3-1 緊急一時保護と自立支援の体制づくり

目標 1 あらゆる分野への男女共同参画の促進

男女共同参画社会は、男女の性別の違いがあっても、職場や家庭、学校などあらゆる場において、同僚やパートナー、友達として、男女が互いに個性や人格や能力を認め合っていくことで、各人の個性と能力を十分に発揮できることを目指す社会です。

男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、ともに責任を担うことが実現される社会が男女共同参画社会です。

しかし、女性は男性に比べて、行政や団体の政策・方針決定過程へ参画する機会が少ない一方で、地域社会での活動や子どもの養育、家族の介護などの家庭生活についての活動においては、男性の参画が少ないという現実があります。

男女がともに政策・方針決定の場や地域・家庭の活動に参画できる社会を実現するための積極的な取組みが求められています。

方針 1 鎌倉らしいまちづくりへの男女共同参画

- ① だれもが暮らしやすいまちづくりへの男女共同参画
- ② 市民の自主的な社会貢献活動への支援
- ③ 地域社会への男女の共同参画と地域の人材活用
- ④ 地球にやさしい環境施策への市民参加
- ⑤ 男女共同参画の視点を持つ企業や市民団体との協働

鎌倉市は、先人が築いてきた貴重な歴史的文化的遺産と、水や緑豊かな自然環境に恵まれ、住む人や訪れる人を魅了するまちとして発展してきました。これらの歴史的遺産と自然環境を守り育てるとともに、だれもが暮らしやすい鎌倉らしいまちづくりを進めています。

また、人口減少が予測され、少子高齢社会がさらに進行する中で、特に子どもや高齢者が安心して生活できる社会基盤と生活環境の整備が求められるとともに、災害や犯罪への不安が高まり、地域力の強化による防災・防犯機能の充実がより重要となっています。

まちづくりには、何よりもそこに住む市民の声が反映され、誰もが自分の能力や希望に応じた社会参加できることが大切です。男女がともに暮らしやすい地域社会づくりの活動に参画し、一人ひとりが支え合うとともに、防災や防犯において男女双方の視点に配慮した体制を確立します。

鎌倉には、自主的な社会貢献活動を続けている多くの市民団体があります。さまざまな技術・知識・社会経験を持ち、それを地域のなかで役立てたいと考えている人も数多くいます。いろいろな世代の男女が、自分の持つ知恵や関心や技術を生かして、地域活動に参画し、活力ある鎌倉らしいまちづくりを進めることが大切です。高齢者や障害者、外国人などだれもがともに地域活動、社会参加ができるような魅力ある鎌倉の実現が期待されます。

このため、市民への学習機会の提供、自主的な活動のための場所の提供、指導者の育成、情報の提供など、市民のまちづくりへの参画を進めるための支援が必要です。

自治会などの地域での方針決定の場においては、特に女性の参画が大切であり、さまざまなボランティア活動や、環境問題などについての学習活動の場においては、男性の一層の参画が必要です。

① だれもが暮らしやすいまちづくりへの男女共同参画

【施策の方向】

- 人と自然との調和を図りつつ、歴史や文化を継承しながらその精神を生かし、だれもが暮らしやすい鎌倉らしいまちづくりに努めます。
- 少子高齢社会において、子どもや高齢者が安心して生活できる社会基盤と生活環境の整備に努めます。
- まちづくりに、市民の声が反映され、男女がともに暮らしやすい地域社会づくりの活動に参画できる環境の整備に努めます。
- 高齢者や障害者、外国人などがともに地域活動に参加ができるような魅力ある鎌倉の実現に努めます。
- 防災・防犯機能の充実を図るため、地域力の強化と総合的な危機管理体制の整備に努めます。

② 市民の自主的な社会貢献活動への支援

【施策の方向】

- 多くの市民団体の人的資源や活動の成果などが地域社会に生かされるよう条件整備に努めます。
- 市民への学習機会の提供、自主的な活動のための場所の提供、指導者の育成、情報の提供などの支援に努めます。
- 地域にある既存施設について、市民の自主的な社会貢献活動への活用に努めます。

③ 地域社会への男女の共同参画と地域の人材活用

【施策の方向】

- 市民の持つ知恵や関心や自主性が生かされ、いろいろな世代の男女がさまざまな地域活動に参画できる環境づくりに努めます。
- 地域のメディアやインターネット等を活用し、情報提供や情報発信をすることで地域人材活用の活性化に努めます。

④ 地球にやさしい環境施策への市民参加

【施策の方向】

- 環境問題についての学習機会の提供や市民の活動の支援に努めます。
- まちの美化やごみの資源化など、身近な環境問題の解決に取り組みます。

⑤ 男女共同参画の視点を持つ市民団体や企業との協働

【施策の方向】

- 男女共同参画の視点や実績を持つ市民団体や市民、企業等との協働による施策の推進に努めます。
- 市民団体や企業等との協働作業を推進し、地域における男女共同参画の取組を充実・強化します。

方針2 国際交流、国際協力の男女共同参画

① 外国人と共に暮らすまちづくり

② 国際交流、国際協力の積極的推進

政治、経済、社会、文化などあらゆる分野で国際化が進んでいる中で、男女共同参画もその例外ではありません。男女共同参画社会の実現に当たっては国際的な取組みの経験や成果を生かすことが大切です。

鎌倉市は、さまざまな外国籍市民が暮らし、また、鎌倉の自然や歴史遺産の魅力に触れることを求めて国外からもたくさんの観光客が訪れます。一方で、海外での生活経験のある市民も増えています。

仕事のため、あるいは国際結婚により日本で暮らす外国籍市民が増えている中で、言語の違いや文化・風習の違いによる困難に加え、女性であることから複合的に困難な状況に置かれている場合があります。このような困難を解消し、外国籍市民が地域社会で孤立することのないよう支援することが求められます。

また、鎌倉を訪れる多くの人々が気持ちよく有意義な時を過ごすことができるよう外国人観光客への各種案内を充実させるとともに、さまざまな国の人々と市民が相互に学ぶことができるよう市民レベルでの国際交流と国際協力についても取り組んでいきます。

① 外国人と共に暮らすまちづくり

【施策の方向】

- 多くの国のさまざまな文化を尊重し、互いに理解と尊敬ができるよう、行政サービスの充実に努めます。
- 日本語や日本の慣習、価値観などが理解できないことで不利益を被ることのないよう、外国人やその家族の状況に適した行政サービスの提供に努めます。

② 国際交流、国際協力の積極的推進

【施策の方向】

- 観光だけでなく、就労や就学、地域活動などあらゆる機会を通じて、国際交流、国際協力ができるよう国際理解を深めるための学習機会や情報の提供に努めます。

方針 3 政策・方針決定の場への女性の参画

① 政策・方針決定の場への女性の参画

② 市職員等の女性の登用及び職域拡大

女性の社会参画が緩やかに進んでいる中で、男女があらゆる場面で同じ権利と機会を有することは、民主主義社会の基本となる要請です。

政治、経済、社会、文化などあらゆる分野において政策・方針決定過程への女性の参画を拡大することにより、新たな発想や価値観がもたらされることは社会全体に大きなメリットとなります。

政治家や国、地方自治体などの公的機関を始め、民間の団体、組織などあらゆる分野において政策・方針決定過程へ女性の参画を拡大することは重要です。

国が策定した「第3次男女共同参画基本計画」においては、衆参両議院議員の候補者に占める女性の割合や国の審議会等専門委員等に占める女性の割合を平成32年度までに30%とする、また都道府県の公務員採用試験（上級試験）からの採用者に占める女性の割合を平成27年度末までに30%程度とするなどの具体的な数値目標を設定し、政治分野や経済分野へ積極的な取組を促すとしています。

鎌倉市においても「鎌倉市における審議会等への女性委員の登用推進要綱」を施行し、女性委員の登用に努めてきた結果、平成22年度に女性委員の登用率は30%を超えました。

また、鎌倉市議会への女性議員の割合は29.6%（平成23年6月現在）と高くなっています。

しかしながら、鎌倉市における職員数や管理職数は男性より女性がまだまだ少ないのが現状で、行政や教育の分野における女性の参画は大きな課題です。

鎌倉市男女共同参画推進条例では、男女共同参画推進委員会における男女いずれか一方の委員の数が、総数の10分の4未満とならないよう配慮すると規定していますが、これは、あらゆる審議会等への女性委員の参画率を引き上げる取組みをさらに積極的に行うことはもとより、あらゆる分野において、女性の登用、職域拡大及び能力開発を一層推進し、女性があらゆる場での政策・方針決定過程により多くかかわれるような意識づくりをすることで、一方の性に偏らない体制づくりを求めているものです。

① 政策・方針決定の場への女性の参画

【施策の方向】

- 鎌倉市の審議会等において女性委員の参画率を引き上げ、男女いずれか一方の数が総数の10分の4未満とならないように努めます。
 - 審議会等への女性委員の登用を推進するため、女性人材の把握と育成に努めます。
 - 女性がさまざまな場所での政策・方針決定過程により多くかかわれるよう、女性自身の啓発や学習の機会の提供に努めます。
 - 女性がより政治に関心を持ち、意見や考えを政治に反映できるよう啓発活動に努めま
-

す。

② 市職員等の女性の登用及び職域拡大

【施策の方向】

- 女性職員の登用、職域拡大及び能力開発を一層推進することと、教育の場でも管理職への女性の登用促進に努めます。
- 女性の登用を図るため、研修機会の充実や男女にかかわらず能力発揮ができる職場環境の整備に努めます。

方針4 さまざまなチャレンジ支援

① 女性団体への活動支援と自主的なネットワークづくりへの支援

② 女性の事業活動への支援

誰もがいきいきと暮らせる社会を実現するためには、男性も女性もともに自己の能力を発揮して活躍できることが重要です。鎌倉市においては、地域に根ざした活動を行っている市民活動団体が数多く存在し、市民活動団体と市が対等なパートナーとして、協働事業にも取り組んでいる中で、男女共同参画社会の実現の視点を持つ活動団体を支援するとともに、新たな活動団体の発足を促進し、これら団体同士の自主的なネットワークづくりを推進することが重要です。

これまで女性の参画が不十分であった新たな分野へのチャレンジや就業・起業のための情報や学習機会を提供し、女性の事業活動を活性化するための支援も求められています。

① 女性団体への活動支援と自主的なネットワークづくりへの支援

【施策の方向】

- 男女共同参画社会の実現に取り組む活動団体とその団体同士の自主的なネットワークづくりの支援に取り組みます。

② 女性の事業活動への支援

【施策の方向】

- 起業をはじめ多様な働き方を考える女性へ情報や学習機会を提供し女性の事業活動への支援に努めます。

目標 2 心豊かに暮らせる地域社会の実現

少子高齢化の進展や地域社会における相互扶助・連帯意識の希薄化、経済社会のグローバル化といった社会環境の変化や、核家族世帯やひとり親家庭、単身世帯等の増加といった家族の多様化などにより、幅広い層において生活上の困難を抱える人が増加しています。

このような困難を抱える人達を支援するサービスを整備し、住み慣れた地域社会の中で、自立した生活を送ることができるようにすることは社会の大きな課題であり、それは、だれもが心豊かで活力ある生活が送れる社会の実現につながります。

市民が長い人生を安心して暮らせるためには、また健康で自立し地域社会で活躍できるためには、地域の連携や相互扶助が機能する社会環境の整備、介護保険、障害者の自立支援、子育て支援といった福祉制度の充実が望まれます。

市民は、サービスの受け手であると同時にサービスの担い手の役割が期待されており、社会全体で育児や介護、健康増進といった福祉活動を担うことが求められます。このように、地域社会全体で支え合うことで一部の人にだけ負担がかかることのない取り組みが求められています。

健康に関する取り組みについては身体的な健康だけでなく、精神的な健康といった視点からの福祉制度の充実が必要です。

方針 1 生活の安定と福祉の充実

- ❶ 社会全体で支える高齢者介護の推進
- ❷ 地域社会での自立と助け合いへの支援
- ❸ だれもが社会参加できる環境づくり
- ❹ 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援

高齢化が進む中、鎌倉市においても高齢者の介護の問題は家庭や地域で大きな課題となっています。加えて高齢者のみ世帯、高齢者単身世帯が増加し、介護に関する問題はさらに深刻なものとなることが想定されます。高齢者が住み慣れた地域や家庭で安心して暮らし続けるために、ともに支え合う地域づくりが求められます。

一方で、長い社会経験や技能等の能力を生かし、積極的に地域の活動へ参加している高齢者も多く、高齢者が自立し社会とのかかわりを持ち続けることは大切なことです。高齢者が意欲に応じて働き、地域での活動に参加できるよう機会や環境の整備が必要です。

また、すべての市民が安心して暮らせる地域社会を実現するためには、高齢者だけでなく、障害者、ひとり親家庭、非正規労働者や貧困などの生活上の困難に直面する人々に対応するため、雇用制度の見直しやセーフティネットの整備が重要です。

❶ 社会全体で支える高齢者介護の推進

【施策の方向】

- 介護が家族の女性のみによって行われるのではなく、家族全員が参加するような意識づくりに努めます。
- 家族の負担を軽減するための福祉サービスの充実、使いやすい施設の整備に努めます。
- 福祉サービスの紹介や介護方法の指導はもちろん、介護する人の心のケアも行うような相談の実施に努めます。

② 地域社会での自立と助け合いへの支援

【施策の方向】

- 高齢であっても、障害を持っていたり、安定した生活が送れるように福祉サービスの充実に努めるとともに、だれもが自立できるような支援に努めます。
- 障害者の雇用を促進するため、事業主に対する意識啓発を図り、障害者の職業訓練体制の充実を関係機関に要請します。

③ だれもが社会参加できる環境づくり

【施策の方向】

- 社会福祉施設での体験学習や地域での交流授業など、小・中学校での実践的な学習を充実させ、福祉教育に努めます。
- 世代を超えた交流を図る場を提供し、高齢者の経験を生かせるように努めます。
- 高齢者に対し、生涯学習情報の提供やボランティア活動・能力を生かした活動の機会の提供を図ります。また、高齢者の地域社会活動や相互交流の場づくりに努めます。
- 障害者の社会参加のための機会を提供し、生活自立の支援に努めます。

④ 貧困など生活上の困窮に直面する男女への支援

【施策の方向】

- 非正規労働者や単身世帯の増加、人々のつながりの希薄化といった家庭や社会の変容に対応するため、制度の見直しと、セーフティネット機能の強化を図ります。
- 社会全体が変化する中、若者の学校から社会・職業への移行が円滑に行われず、若者の高い失業率や非正規雇用率、若年無業者の存在、新卒者の早期離職等の課題が顕在化しています。貧困などの問題が深刻化しないよう、若年期における自立支援の充実を図ります。

方針2 子育て期の父母への支援

- ①子育て支援のための環境づくり
- ②地域社会の子育てへの支援
- ③母子・父子世帯への支援

出生率の低下や核家族化の進展、女性の就業率の上昇などにより、子どもを生み育てる

環境は大きく変化しています。また、地域社会のつながりが希薄化する中、子育てに関する家族の負担は、より大きなものになることが想定されます。

ゆとりをもって楽しく子育てし、親子のきずなを築き、子どもが健やかに成長するためには、男女がともに子育ての責任を担い、協力し合うだけでなく、子育て家庭が孤立しないよう、地域社会がこれを支援することが大切です。

子育て家庭が抱える育児不安などを軽減・解消し、子育ての相談に乗ったり、子育てに関する情報を提供したり、実際に子育ての手助けをしたりといった役割を、地域と行政が連携して担っていくことが重要です。

また全国的に、虐待や性犯罪被害などを受けている子どもが顕在化し、子どもの貧困率^(注)が上昇するなど、困難な状況に置かれた子ども達の支援が重要な課題となっています。鎌倉市においても虐待の相談は子ども相談の4割前後を占め、虐待の予防、早期発見、早期対応のため、関係機関との連携をより充実させるとともに、虐待が起こってしまった家庭への継続的な支援が求められています。

さらに、ひとり親家庭や障害のある子どものいる家庭は、さまざまな困難を抱えていることも多く、家庭の実情に合った的確な支援を提供することが必要です。

(注)子どもの貧困率

OECD による貧困率の計算方法

OECD は、世帯所得を世帯人数で調整した値が社会全体の中央値（一番標準的な値）の 50%未満の世帯を「貧困」と定義しています。厚生労働省「国民生活基礎調査」（2004 年）で計算すると、この値は、1人世帯で 127 万円、2人世帯で 180 万円、4人世帯で 254 万円が「貧困線」となり、これを下まわる世帯が「貧困」と定義されます。こどもの貧困率は、子ども全体の中で何パーセントの子どもが貧困の世帯に属しているかという数値です。一子どもの貧困白書編集委員会「子どもの貧困白書」より

全体の貧困率は 2004 年の 14.9%から 2010 年には 16.0%へ、子どもでは 13.7%から 15.7%へといずれも上昇しています。2010 年の貧困率のうち子どもがいる現役世帯（世帯主が 18 歳以上 65 歳未満で子どもがいる世帯）で大人が 1 人の世帯では 50.8%と過半数となっています。一厚生労働省「国民生活基礎調査」より

① 子育て支援のための環境づくり

【施策の方向】

- 子育ての負担を母親のみが負っていることで生じる問題を認識し、父親の育児参加の重要性について啓発に努めます。
- 保育園の待機児童解消や病後児保育などの保育ニーズを的確に把握し、働きながらの子育てを支援する保育サービスの充実に努めます。
- 子育てから解放されたいとき、あるいは社会活動に参加したいときなどに、一時的に子どもを預けられる制度の充実に努めます。
- 育児の孤立化を防ぐために親同士が集まったサークルや、子育てを支援しようとする

グループについて、その活動の支援に努めます。

- 子育てをする保護者や子ども本人が、身近で気軽に相談できる仕組みづくりを充実させるとともに、関係機関と連携して問題解決に努めます。
- 児童虐待の早期発見や未然防止を図るため、関係機関の連携を強化し、啓発活動に努めるとともに、虐待を受けた子どもへのきめ細かいケア、保護者に対する指導や支援の体制の充実に努めます。

② 地域社会の子育てへの支援

【施策の方向】

- 青少年の健全育成を推進するため、青少年向け行事の充実、相談体制の充実に努めます。
- 子どもが安全に活動できる環境づくりをめざし、青少年育成施設の整備や児童遊園等の整備、留守家庭児童の育成の場の整備などに努めます。
- 青少年を取り巻く社会環境の健全化をめざし、実態調査や街頭指導機関への働きかけ、関係業界に対する自主規制の働きかけに努めます。

③ 母子・父子世帯への支援

【施策の方向】

- ひとり親家庭の日常生活の安定を図るための制度やサービスを充実させるとともに、関係機関と連携し自立のための相談や情報の提供に努めます。
- ひとり親家庭での子育ては困難を伴うことが多く、福祉面での援助とともに精神面でも支援できるよう、ひとり親家庭に寄り添った相談体制の推進に努めます。

方針3 心とからだの健康づくり

- ①** すべての人々の生涯を通じた健康のための支援と情報提供
- ②** 性と生殖の健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）^{（注）}の尊重
- ③** ストレスや心の病へのケアと社会的支援
- ④** ひとりひとりの命を大切にするまちづくり

だれもが健康で心豊かな生活を営む権利を持っています。特に、性と生殖の健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の視点が重要です。自己の性と生殖に関する決定権を持ち、心身ともに良好であることは、生活の質を向上させ、市民の人生を豊かにすることにつながります。

性と生殖の健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）を保障するためには、性に関する正確な知識をもつための情報や学習の機会を提供するとともに、自分自身の健康について自己管理ができるための検診制度や健康増進のための設備、相談体制などの充実が必要です。

また、単身世帯が増え、人と人との関係が希薄となりつつある日本社会の中で、健康問題や生活苦・借金、就労問題、人間関係の問題などを背景に不安を持ちながらも、相談相手もないまま一人で問題を抱え込んでいる人達を孤立させず、寄り添うことは社会全体で取り組むべき課題です。

人びとの多様な心身の健康問題に対応した相談体制を充実させるとともに、周りの人の悩みに気づいて、支援へつなげる仕組みを作り、自死を個人の問題としないよう生活環境などを改善するための施策が必要です。

(注) 性と生殖の健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）

性と生殖に関する健康（リプロダクティブ・ヘルス）とは、平成6年（1994年）の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成7年（1995年）の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。

また、性と生殖に関する権利（リプロダクティブ・ライツ）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。―「第3次男女共同参画基本計画」（平成22年12月17日閣議決定）より

① すべての人々の生涯を通じた健康のための支援と情報提供

【施策の方向】

- 専業主婦や自営業者、パートタイム労働者など、常勤労働者でないために定期的な健康診断が受けられない人々に対し、健康診査や健康講座、相談などの機会の提供に努めます。
- だれもが参加しやすい体力づくり教室や行事を実施し、スポーツやレクリエーション活動を通じた、市民の健康増進に努めます。
- 性感染症についての正しい知識の普及と予防のための意識啓発に努めます。
- 食生活の安全性を確保するための情報や知識の提供に努めます。
- 保健活動の拠点づくりに取り組みます。

② 性と生殖の健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の尊重

【施策の方向】

- 性と生殖の健康・権利の考えを周知し、社会への定着に努めます。
- 次世代を担う子どもを妊娠、出産するという母性機能の社会的重要性について、啓発に努めます。また、子どもの有無が女性の差別につながったり、母性が家庭責任と結び付けられて、女性の社会参加を阻む要因にならないように意識啓発に努めます。

-
- 妊娠、出産、育児における女性の健康を守り、子どもの健全な発育を図るため、知識や情報の提供、健康管理事業の充実に努めます。
 - 男女の性差を十分に理解し合い、性差に応じた健康を支援するための総合的な取り組みを支援します。

③ ストレスや心の病へのケアと社会的支援

【施策の方向】

- 出産前後の精神的不安や育児に対する不安など、女性の精神的な健康問題に対処するための相談窓口の充実に努めます。
- ストレスや健康問題について、関係機関と連携し、相談体制の推進に努めます。
- 従業員の精神的な健康管理推進のため、メンタルヘルス対策を企業に働きかけるよう努めます。

④ ひとりひとりの命を大切にするまちづくり

【施策の方向】

- 自殺率が高い現代社会において、心の健康づくり体制や相談体制の整備に努めます。
- ひとりひとりの気づきと見守りを促すよう、自殺予防の啓発に取り組みます。

目標 3 仕事と生活の調和のための環境づくり

男女の労働者が、職業上の責任と育児・介護などの家庭責任とを両立できるようにすることは男女共同参画社会の基本的な考え方の一つです。このためには、従来からの性別役割分業意識から解放され、男女がともに仕事と生活の調和に向けた職場環境が強く望まれます。

育児・介護については依然として、女性に大きな負担が課せられる場合が多いことから、企業をはじめ、労働者、地域住民等、広く社会全体が、育児や介護と仕事を両立でき、多様な働き方が可能になるよう、働き方の見直しの必要性を十分認識することが重要です。併せて、男女がともに育児や介護に関われるように、休業中の所得保障や育児・介護に携わる人の労働時間短縮の促進をはじめとした支援と制度の整備も必要です。

このため、企業、市民への啓発活動等の働きかけにより、育児や介護はもとより、家庭生活全体を大切に思い、仕事との両立を図る意識を浸透させることで、男女がともにより豊かな人生を送れるような社会の実現を目指すことが重要です。

方針 1 男女がともに働く個人としての意識改革の推進

- ① 固定的な男女役割分業意識の解消
- ② 職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止

労働は、人々の生活の経済的基盤を形成するものであり、自己実現にもつながるものです。昭和54年（1979年）に国連で採択された「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女性差別撤廃条約）は、すべての人間の労働の権利について述べ、家庭責任は男女が共に担うべきことを強調し、性別役割分業意識の解消をうたっています。

しかし、性別役割分業意識は根強く残っており、雇用の場での均等な機会と待遇の確保を図るとともに、働く男女が育児や介護などの家庭責任を共同分担できる制度の普及について、意識改革を進める取り組みが必要です。

企業においては、男女の性を問わず、個人としての意欲・能力に着目した公正で透明な人事制度を確立し、近年の多様で複雑な雇用体系にあって、労働者の職務や能力に応じた適正な処遇・労働条件を確保するよう働きかけることが重要です。

しかし、昨今の不安定な経済状況のなかで、雇用の機会均等の確保も難しく、男女の違い、あるいは正規と非正規雇用の違いなどにより、賃金や処遇、労働条件に格差のある企業がまだまだ存在します。このような格差をなくし、どの労働者も個人として尊重される企業では、多様で優秀な人材が意欲をもって働くことが可能となり、生産性の向上、企業の質の向上へとつながり、より豊かな社会を実現させます。

併せて、女性労働者の働く権利や人権を擁護するためには、職場におけるセクシュアル・ハラスメントを防止し、男女がお互いの人権を尊重して、意思疎通の図れる職場づくりが必要です。

① 固定的な男女役割分業意識の解消

【施策の方向】

- 性別による職務分担を見直し、個人の意思を尊重し、意欲や能力に応じた配置等が進められる人事制度が確立されるよう企業等への働きかけと労働者への意識啓発に努めます。

② 職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止

【施策の方向】

- 女性を対等なパートナーと考え行動するような男性の意識づくりのための啓発活動に努めます。
- 企業における研修や学習機会を充実させるよう関係機関と連携して働きかけに努めます。

方針2 働く場での男女の均等な機会と平等な待遇の確保

① 雇用機会・労働条件における男女平等の実現

② 税制、社会保障制度等の見直し

③ 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）^注の導入

働く場での男女間の処遇格差を是正するためには、均等な機会を与えるだけでなく、企業が積極的に女性の能力発揮を促進し、その活用を図る取組みを行うことが重要であり、また、女性において割合の高い非正規雇用の雇用環境の整備に向けた取組みが重要です。

昨今の雇用・就業形態は多様化しており、特に、パートタイム労働は家庭と仕事の両立が図りやすいことから多くの女性が選択していますが、このようなパートタイム労働者等の非正規労働者においては、同一価値労働同一賃金に向けた均等・均衡待遇の推進が重要な課題となっています。

正社員と非正規労働者との待遇の区別がなく、どの社員も納得して働き、その能力を発揮できることは、労働者にとっても企業にとっても大きなメリットとなります。

また、多くの企業では男性に比べて女性の登用が遅れがちであり、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の導入を図ることは、女性の職域を拡大し、女性の能力を引き出すことにつながり、実質的な男女均等の取扱いを実現するために必要なことです。企業の積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の導入にあたっては、行政からの情報提供や評価といった支援が必要です。

加えて、配偶者控除などの税制や社会保障制度においては、妻が夫の被扶養者として扱われることが多く、結果として、働く女性を非正規の低賃金労働の雇用・就業形態に固定化させ、女性の経済的自立を阻害する要因となっています。

雇用の均等な機会の確保を図るため、税制度の見直しなど、国や関係機関等の積極的な取組みが望まれます。

(注)「積極的改善措置」(ポジティブ・アクション)

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること(男女共同参画社会基本法第2条第2号参照)。―「第3次男女共同参画基本計画」(平成22年12月17日閣議決定)より

① 雇用機会・労働条件における男女平等の実現

【施策の方向】

- 社会の慣習にとらわれなくて女性の職域を拡大するためにも、能力開発のための情報提供や学習機会の充実に努めます。
- 低賃金の補助的業務や不安定雇用に女性を固定化することなく、個性や能力を生かした多様な働き方が選択できるよう関係機関への働きかけに努めます。
- パートタイム労働者の処遇や労働条件が低下しないよう、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(平成5年 法律第76号)(いわゆる「パートタイム労働法」。)について企業への啓発を図るとともに、パートタイム労働者やこれから就業を望む人に対しても啓発に努めます。
- 育児や介護などのために退職し、その後、再就職を希望する女性が再就職に必要な技術の習得ができるように情報提供などに努めます。

② 税制、社会保障制度等の見直し

【施策の方向】

- 現在の税制や社会保障制度の問題点を、どのような世帯形態であっても公平・中立であるように見直すことを、国や関係機関に働きかけるなど、社会全体での取組みを推進するための啓発に努めます。

③ 積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の導入

【施策の方向】

- 男女間の処遇格差を是正するため、積極的に女性の能力発揮を促進し、その活用を図るよう企業への働きかけに努めます。
- 女性労働者の配置や昇進などに男性との格差が生じないよう、研修等、能力開発の学習機会が与えられるよう企業への働きかけに努めます。
- 女性の職業意識を高め、個人の資質の向上が図れるよう学習機会の充実に努めます。
- 市職員の女性の登用、職域拡大及び能力開発を一層推進するとともに、教育の場での管理職への女性の登用促進について県へ働きかけます。
- 女性の登用を図るため、研修機会の充実や男女にかかわらず能力発揮ができる職場環境の整備に努めます。

方針 3 職場・就業環境の整備

- ❶ 仕事と生活の調和に向けた職場環境づくり
- ❷ 職場・就業環境の改善への積極的対応
- ❸ 母性の保護
- ❹ 時間外・休日労働、深夜業の見直しと職場・就業環境の整備
- ❺ 労働時間の短縮・弾力化

女性の働き続けたいという意欲は大きくなっていますが、女性の能力が社会、特に労働の場で必ずしも十分に生かされているとは言えないのが現状です。すべての女性が自分の意欲や能力を生かし、自分らしい働き方ができるよう、多くの支援が求められています。

企業が、働きやすい職場環境を整えるためには、男女の労働者の意識改革が大切です。特に、出産をする女性及び育児・介護をする男女の労働者に対して、仕事面や精神面で支援できるような職場の雰囲気づくりに配慮し、また、母性保護の面からも健康管理の充実などの体制を整えることが必要です。

また、現状として育児・介護などを行っている男女の労働者にとって、働きづらい状況にならないように、労働基準法等の改正の趣旨を十分理解し、時間外・休日労働、深夜労働について配慮するよう、企業へ働きかけていくことが必要です。

厳しい経済情勢を背景とした労働環境の変化によるストレスが病気の要因となることもあるので、職業性疾病の予防や母性保護の観点から、職場における健康の保持と安全衛生面での配慮や各種健康診断の充実が望まれます。

❶ 仕事と生活の調和に向けた職場環境づくり

【施策の方向】

- 男女が安心して仕事を続けながら、育児・介護などの家庭責任を共同分担できる制度の実現に向けて社会全体への啓発に取り組みます。
- 育児・介護休業制度の充実について、企業側が積極的に促進できるよう、関係機関と連携し、啓発に努めます。

❷ 職場・就業環境の改善への積極的対応

【施策の方向】

- 働く女性の就労状況や就労形態など市内事業所の実態把握に努めます。
- 多様な就労についての情報提供や労働関係資料の整備に努めます。
- 労働者が不利益を被らないよう、労働相談等の推進に努めます。

❸ 母性の保護

【施策の方向】

- 母性機能を社会的に正しく認識し、評価していくよう啓発に努めます。

-
- 出産等に対する母性を護るための制度の整備等について、関係機関と連携して企業に実施と充実を促進するよう働きかけに努めます。

④ 時間外・休日労働、深夜業の見直しと職場・就業環境の整備

【施策の方向】

- 週休2日制の促進や労働時間の短縮などについて企業への啓発に努めます。
- 職場中心の意識・ライフスタイルと地域社会への参画との調和が図れるようボランティア休暇制度等について社会全体での取組みを推進するための啓発に努めます。
- 地域の関係機関と連携し、職場における健康管理と安全衛生の整備についての啓発及び勤労者の健康相談の推進に努めます。

⑤ 労働時間の短縮・弾力化

【施策の方向】

- 労働時間の短縮や休暇制度の弾力的運用を企業へ働きかけるとともに、多様な働き方が選択できるよう社会全体の認識を深めるための意識啓発に努めます。

目標4 男女共同参画社会実現の意識づくり

男女共同参画社会を実現するうえで最も大きな障害は、人々の中に、長い時間をかけて形づくられてきた性別に基づく固定的な役割分業意識です。この意識は、これまでの社会制度や慣行のなかで醸成されてきており、男性ばかりでなく女性自身にも根強く見られます。このような意識が解消されなければ男女平等の達成は困難です。

このため、性別に基づく固定的な役割分業を前提とした社会制度や慣習を男女平等の視点から見直すとともに、男女がともに自立した個人として尊重される社会を築くための意識づくりが必要です。

多様なライフスタイルが受け入れられ、個性が尊重される社会は、一人ひとりを大切に、共に支え合う社会につながります。家庭、学校、地域、職場などで行われる教育や学習は、人々に男女の平等意識や人権尊重の意識を根づかせていくうえで極めて重要な役割を果たします。女性が社会のあらゆる分野で力をつけ、その責任を果たし、また、男性が家庭・地域にも主体的に参画していくためには家庭教育・学校教育がとりわけ重要です。

方針1 あらゆる場面での男女平等教育の推進

- ① 生命・人権・性の尊重と男女平等教育の充実
- ② 固定的な性別役割分業意識を是正するための学習機会の提供

人々の意識や行動、社会通念、しきたりの中には、男女の役割に対する固定的な考え方が現在でも根強く見られ、人としての個性や生き方の多様性を否定することにつながります。このような固定的な性別役割分業意識は、家庭では親のしつけや生活習慣により、また、学校でも無意識のうちに児童生徒へ植えつけられてしまうこともあります。

さらに、誰もが生きやすい社会にするためには、性的には少数派である人たちが偏見や差別を受けることのないよう、性的な多様性を否定しない意識を作っていくことも大切です。

人権尊重の意識を人々が共有していくうえで、教育が果たす役割は大きく、特に学校においては、性はもとより人種・国籍・障害などによる差別を受けない人権尊重の視点にたった学習内容・指導方法を確立することが望まれます。

男性も女性も、生涯にわたって男女平等人権尊重の意識を育んでいくため、幼児期からの家庭教育はもとより、保育園・幼稚園・学校など、地域社会のあらゆる教育の場において、学習の機会や情報の提供を通じた取組みが必要です。

① 生命・人権・性の尊重と男女平等教育の充実

【施策の方向】

- 生命の大切さや性を尊重する意識を、子どもの発達段階に応じて育てるため、性教育や学習、相談体制の充実に努めます。
 - 性の商品化の防止など、女性の人権を擁護するため、家庭・学校・社会全体で意識の
-

啓発に努めます。

- 人権尊重と男女平等意識が醸成されるよう、学習機会の提供や資料の充実に努めます。
- 男女の自立に向けた職業の選択や進路の指導については、一人ひとりの個性や能力を尊重した指導に努めます。

② 固定的な性別役割分業意識を是正するための学習機会の提供

【施策の方向】

- 学校教育だけでなく、あらゆる教育の場を通じて、日常生活面での慣習を見直し、社会的性別（ジェンダー）^{（注）}の視点を定着させるための学習機会の提供に努めます。
- 男女共同参画社会の実現に向け、男女がともにそれぞれが直面する課題について学習できる場の提供や、学習資料の充実に努めます。

（注）社会的性別（ジェンダー）

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いという価値を含むものではなく、国際的にも使われている。―「第3次男女共同参画基本計画」（平成22年12月17日閣議決定）より

方針2 家庭生活への男女共同参画の意識づくり

- ① 男女の家庭責任の共同分担
- ② 男女の男女共同参画社会に向けての意識改革

男女があらゆる分野の政策・方針決定の場に、平等に参加できる社会の形成をめざすためには、家庭生活における役割についても、男女が平等の立場で担っていくという意識を持つことが必要です。

家事・育児・介護などの家庭責任を男女問わず家族全員で分担することは、男女平等意識を育てるうえで大変効果的です。家庭責任への男女の参加は、女性のみならず男性にとっても大きな意義を持つことから、男女でともに充実した家庭を築いていくための意識づくりに積極的な啓発活動が必要です。家庭での親の生活習慣や言動は、子どもに家族の一員としての自覚と責任を育むだけでなく、人権尊重や男女平等などの意識の醸成にとって極めて重要です。

① 男女の家庭責任の共同分担

【施策の方向】

- 性別役割分業意識を見直し、特に男性の生活面での自立能力を育てるため、家事等の
-

生活技術を身につけることができるよう、学習機会の充実に努めます。

- 男女の家庭責任の分担を促進するため、男性向けの育児教室・介護教室などを開催し、共同分担への意識啓発に努めます。
- 男性の地域活動への参加を促進するため、イベントや講座等の開催を夜間や休日にするなど、参加しやすい条件づくりに努めます。

② 男女の男女共同参画社会に向けての意識改革

【施策の方向】

- 男女があらゆる分野で能力を発揮し責任を分担する社会の形成をめざし、固定的な性別役割分業意識を是正するための学習機会の充実に努めます。

方針3 社会制度、慣習の見直しと多様な生き方の尊重

① あらゆる場での慣習の見直し・人権の尊重

② 多様な家庭のあり方・多様な生き方の尊重

家庭や職場のみならず社会のあらゆる分野に、男性と女性が対等な構成員として参加できるようにするための条件整備は大きな課題です。

そのためには、社会制度・慣習が実質的に男女にどのような影響を及ぼすのか常に検証する必要があります。社会制度や慣習については、性別による明確な区別がない場合でも、中立的な視点を欠き、男性と女性の固定的役割分業を固定化してしまっていることがあります。

個人がどのような家族形態や生活を選択しても、偏見による差別を受けたり、社会制度上で不利な状況に置かれたりすることがないように、社会のさまざまな仕組みを変えていくことが大切です。

また、家族がお互いに人間として尊重しあい、個人が多様な生き方を選択することが可能となるような社会づくりへの啓発や取組みが望まれます。

① あらゆる場での慣習の見直し・人権の尊重

【施策の方向】

- 日常生活に見られる性別役割分業意識の固定化につながる慣習や社会通念を見直すことや、情報を的確に判断する力をつけるための学習機会の提供に努めます。
- 高度情報化が進む中で、さまざまなメディアを通じて男女共同参画についての啓発を促進するとともに、情報の取得・発信における社会的格差が生じることのないよう、また、個人の人権を侵害するような情報の流出を防止するよう努めます。

② 多様な家庭のあり方・多様な生き方の尊重

【施策の方向】

-
- 多様な家族形態やライフスタイルを尊重し、差別や偏見をなくすための啓発に努めます。

目標 5 配偶者等に対する暴力の根絶と人権の尊重

目標 5 は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第 2 条の 3 第 3 項に基づく「鎌倉市における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」として位置づけます。

配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者、元配偶者を含む）からの暴力は、犯罪となる行為も含む重大な人権侵害です。配偶者からの暴力は、身体的な暴力だけでなく、精神的、性的、社会的あるいは経済的な苦痛や損害を生じさせる言動であり、このような暴力を根絶するため、平成 13 年 4 月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定され、被害者救済の施策に取り組んでいます。

配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっています。暴力が介在すると、家族関係において深刻な影響を与えます。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要です。

鎌倉市においてもドメスティック・バイオレンス防止に向けた広報・啓発活動により、「暴力はふるう方が悪い」という認識を市民全体が共有できるようにするとともに、被害者に対しては、被害者の立場を十分に考慮した相談体制を整備し、その人権の回復に向けた支援に取り組みます。また、緊急時には被害者を一時的に保護、救済ができる体制の整備に向け、民間シェルターや県、警察など関係機関と連携を図りながら取り組みを推進します。

方針 1 配偶者等に対する暴力防止の啓発

① 配偶者・パートナーに対する暴力防止の啓発活動の充実

ドメスティック・バイオレンスは家庭内の問題としてなかなか表に出にくく、被害者が潜在化してしまう傾向がありますが、社会問題として認識し、被害が起こらないように、また深刻にならないように予防することが重要です。

暴力の被害者は常に不安と緊張を強いられ、委縮しながら社会から孤立していき、生きる気力すら失いかねません。暴力は最大の人権侵害であり、「犯罪」行為であるという認識を社会全体が高めるとともに、被害者が早期に自分の被害に気づき、勇気を出して相談できるような環境を整えるため、広報・啓発事業の充実が求められます。

① 配偶者・パートナーに対する暴力防止の啓発活動の充実

【施策の方向】

- 『配偶者・パートナーに対する暴力』を防止するための啓発活動の充実に努めます。

方針 2 配偶者等からの暴力被害者への相談体制の整備・充実

- ① 相談事業の充実
- ② 女性へのあらゆる暴力に関する相談と支援

鎌倉市は、家庭や地域、職場などで女性が抱える悩みに対応し、女性の主体的な生き方を支援するために、専門の相談員を配置して『女性相談』を行っています。特に、社会問題として顕在化されるようになってきた『女性に対する暴力』に関する相談への取組みの強化が求められています。

強姦、強制わいせつ等の性犯罪や強制売春、職場などにおけるセクシュアル・ハラスメントの他、家庭内における身体的、精神的、性的、心理的損害や苦痛を生じさせる暴力行為など、『女性に対する暴力』は、人権を侵害する行為であり、相談者の立場を十分に考慮し、その人権が尊重され、回復されるための支援が望まれます。

このような問題に対し、利用しやすい相談体制を整備するとともに、関係課及び関連機関等と連携し、相談者の実情に即した支援が求められています。

① 相談事業の充実

【施策の方向】

- 配偶者からの暴力など困難を抱える人に対して、いつでも相談に対応することのできる相談体制の整備や相談機関に関する情報提供に努めます。
- 複雑化、高度化する相談内容に対応できるような相談体制の充実に努めます。

② 女性へのあらゆる暴力に関する相談と支援

【施策の方向】

- 『女性に対する暴力』は、人権を侵害する行為であり、相談者の立場を十分に考慮した相談体制の整備と、その人権の回復に向けた支援に取り組みます。

方針 3 配偶者等からの暴力被害者の安全確保と自立支援

① 緊急一時保護と自立支援の体制づくり

家庭内での暴力行為等の相談は、心身に危険が及ぶ場合もあり、緊急時には相談者を一時的に保護・救済ができる体制の整備が求められています。鎌倉市では神奈川県等に依頼し、被害者の一時保護を行っており、被害者の安全確保を最優先に考えて、警察と連携を図ったり、被害者に関する情報管理にも細心の注意を払ったりして保護に当たっています。

一時保護をした被害者については、暴力を受けて弱った心身の回復に向けたケアを行うとともに、自立に向けて住居の確保や就業支援など、また子どもを伴った被害者については子どもの就学や心のケアにも配慮しながら、関係機関と綿密な連絡を取り、総合的な支援を行います。

① 緊急一時保護と自立支援の体制づくり

【施策の方向】

- 配偶者等からの暴力被害者を一時的に保護・救済できる体制の充実に向け、関係機関との連携を図りながら、その推進に努めます。
- 一時保護施設入所者が生活基盤を整え、経済的にも精神的にも自立できるよう、関係機関と連携を図りながら支援します。
- 被害者の安全確保を優先し、被害者の情報が漏れないよう秘密保持に細心の注意を払います。

第3章 推進体制の充実

第3次基本計画では、今後取り組むべき喫緊の課題として推進体制の強化が挙げられています。

本市においても、プランに基づく推進計画を策定するとともに、鎌倉市における審議会等への女性委員の登用推進要綱に基づき、鎌倉市男女共同参画推進委員会に報告を行い、様々な観点からのチェックや助言を得て進行管理を行ってきました。

今後も男女共同参画社会を推進するためには、プランの目標達成に向けた行政内部における施策の進行管理をはじめ、行政、市民、企業等が一体となった取り組みが必要となります。このため当プランでは、本章を設け、行政内部の推進とともに企業等関係機関への働きかけ事項を定めました。

第1節 行政の推進体制の整備

鎌倉市男女共同参画推進条例に定められた役割を果たしていくためには、引き続き、行政内部での推進体制の充実が必要です。このため、職員の意識づくりのための研修や男女共同参画施策推進のための庁内組織による施策の積極的推進及びプランの進行管理を行っていきます。

1 職員の意識づくりのための研修の充実

- (1) 男女平等の意識づくりをさらに進め、職場での固定的な性別役割分業意識をなくすための研修実施や、情報提供や研修の場を通じて職員の意識啓発に努めます。
- (2) 行政刊行物から男女差別や、性別役割分業意識を感じさせる表現の撤廃に努めます。

2 男女共同参画施策推進のための庁内組織の充実

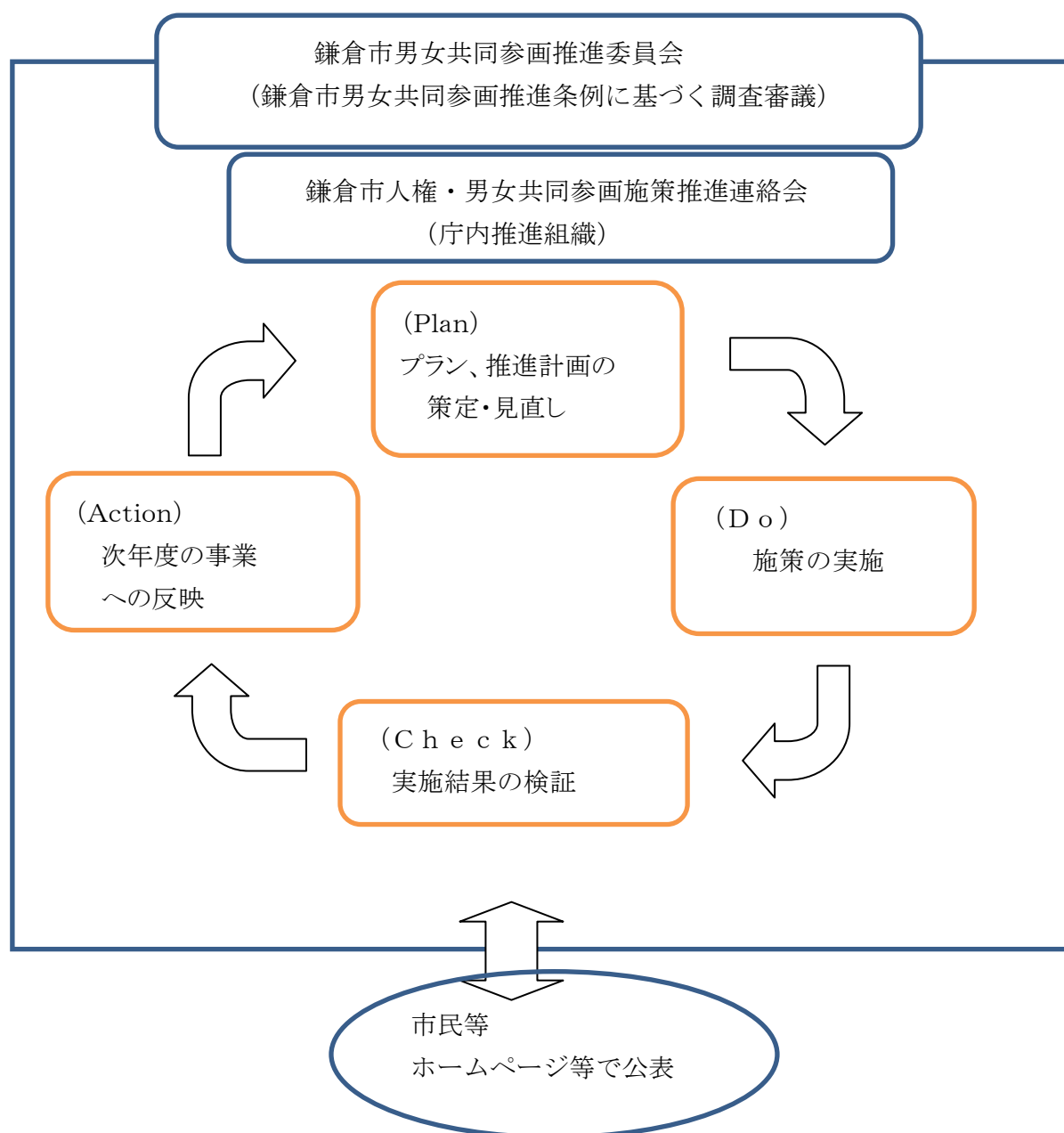
プランの達成に向けた進行管理を行うため、鎌倉市人権・男女共同参画施策推進連絡会運営要綱により、総合的な調整、効果的な推進方法等の調査研究を行っていきます。

3 施策の積極的推進と進行管理

- (1) 男女共同参画プランの推進状況を客観的に評価し、積極的な施策の推進を図るため、市民の参加による鎌倉市男女共同参画施策推進委員会において調査審議を行います。
- (2) 第2章に掲げる目標について、プランに基づき5年間を期間とする「第2次から21男女共同参画プラン推進計画」を策定します。

- (3) 第2次かまくら21男女共同参画プラン推進計画は、PDCAサイクルの考え方に基づいた進捗管理を行います。(図4)
- (4) 他の自治体との連携や市民活動団体との情報交換などを通じて、施策の推進に努めます。

【図4】



4 男女共同参画施策を推進するための行政資源の活用

- (1) 財政状況の厳しい中、男女共同参画社会の実現へ向けて、様々な行政資源の活用を図ります。

-
- (2) 男女共同参画の視点にたった施策や活動を推進し、具体化するため、情報の収集と発信に努めるとともに、関係機関や関係団体とのネットワークを広げます。

第2節 関係機関等への働きかけ事項

目標1「あらゆる分野への男女共同参画の推進」関係

- (1) 教育の場における管理職への女性の登用促進などは除々に改善が進んでいます
が、さらなる女性登用の促進について県へ働きかけます。
- (2) 男女間の処遇格差を是正するため、積極的に女性の能力発揮を促進し、その活用を
図るよう企業へ働きかけます。

目標2「心豊かに暮らせる地域社会の実現」関係

- (1) 従業員の精神的な健康管理推進のため、メンタルヘルス対策を企業へ働きかけます。
- (2) 低賃金の補助的業務や不安定雇用解消するため、個性や能力を生かした多様な働き
方の選択ができるように、企業に対する啓発と県から企業への指導を働きかけます。
- (3) 母性を護るための制度の整備等について、関係機関と連携して企業へ働きかけます。

目標3「仕事と生活の調和のための環境づくり」関係

- (1) 性別による職務分担を見直し、意欲や能力に応じた配置等が進められる人事制度が
確立されるよう事業所への働きかけの他、事業所への啓発と指導を県へ働きかけます。
- (2) 女性労働者の配置や昇進などに男性との格差が生じないように、研修等、能力開発の
学習機会が与えられるよう企業へ働きかけます。
- (3) 子育て期の父母への支援について、男女がともに育児に参加するための意識づくり
と講座の充実等について関係機関に働きかけます。

目標4「男女共同参画社会実現への意識づくり」関係

- (1) 男女平等、人権尊重の意識を育んでいくため、あらゆる教育の場における学習の機
会や情報の提供について、関係機関へ要請します。

目標5「配偶者等に対する暴力の根絶と人権の尊重」

- (1) 職場でのセクシュアル・ハラスメントを防止するため、職場での研修や学習機会の
充実について、関係機関と連携して企業へ働きかけます。

平和都市宣言

われわれは、
日本国憲法を貫く平和精神に基いて、
核兵器の禁止と世界恒久平和の確立のために、
全世界の人々と相協力してその実現を期する。
多くの歴史的遺跡と文化的遺産を持つ鎌倉市は、
ここに永久に平和都市であることを宣言する。
昭和33年8月10日

鎌倉市

鎌倉市民憲章

制定 昭和48年11月3日

前 文

鎌倉は、海と山の美しい自然環境とゆたかな歴史的遺産をもつ古都であり、
わたくしたち市民のふるさとです。すでに平和都市であることを宣言したわたく
したちは、平和を信条とし、世界の国々との友好に努めるとともに、わたくした
ちの鎌倉がその風格を保ち、さらに高度の文化都市として発展することを願い、
ここに市民憲章を定めます。

本 文

- 1 わたくしたちは、お互いの友愛と連帯意識を深め、すすんで市政に参加し、
住民自治を確立します。
- 1 わたくしたちは、健康でゆたかな市民生活をより向上させるため、教育・
文化・福祉の充実に努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉の歴史的遺産と自然及び生活環境を破壊から守り、
責任をもってこれを後世に伝えます。
- 1 わたくしたちは、各地域それぞれの特性を生かし、調和と活力のあるまち
づくりに努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉が世界の鎌倉であることを誇りとし、訪れる人々に
良識と善意をもって接します。

鎌倉市 市民経済部 人権・男女共同参画課
〒248-8686 鎌倉市御成町 18 番 10 号
TEL：0467-61-3870
FAX：0467-23-8700
E-Mail：j-josei@city.kamakura.kanagawa.jp